

学用品等購入費などの申請について

次の経費は、保護者等からの申請書とレシート・領収書等の提出が必要です。

① 申請が必要な経費

★ 寝具購入費(寄宿舎生のみ対象)

寄宿舎居住に伴い通常就寝に必要な寝具

新たに寄宿舎に入舎した寄宿舎生や、入舎後3年以上寝具を使用し、破損等により使用に支障をきたした寄宿舎生が対象

★ 日用品等購入費(寄宿舎生のみ対象)

寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品など。

★ 学用品・通学用品購入費

学用品や通学用品。

★ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(新1年生のみ対象)

新入学のための学用品や通学用品。

② 申請方法

①にある経費は、経費ごとに領収書・レシート等を申請書に添付して、提出期間内に事務室へ提出します。時期が近くなりましたら、詳細を文書でお知らせいたします。

③ 領収書・レシートの注意事項

- i. レシート・領収書では具体的に何を購入したのか確認できない場合は、必ず余白に購入した品物等の名前を記入してください。
- ii. 通信販売で購入した場合の手数料、送料は支給対象外です。また、ポイント、割引券を利用して購入している場合の割引分も支給対象外です。(合計額からそれらを利用して支払った額が奨励費の支給対象額となります。)持ち帰るためのレジ袋も支給対象外となりますのでご注意ください。
- iii. 申請する予定の品物を購入される際には、可能な限りご自宅用の買い物とは分けて購入するようにお願いします。
- iv. 電子マネーやコード決済等のキャッシュレス支払いも支給対象となります。しかし、ポイントカード等の各種ポイントにより物品等を購入した場合は、支払ったポイント分が対象外となりますのでご注意ください。
- v. 商品券で購入した場合、令和6年4月1日より就学奨励費の対象となりました。ただし、一部の地域復興券など、「1万円の購入で、1万1千円の買い物ができる」といったような、額面どおりの負担が生じていないものは対象外となります。

④ 申請から支給までの流れ

学校は書類を受付後、申請書の内容を確認します。その後、空知教育局・空知振興局の支出審査を受け、保護者等の方の申出のあった金融機関の口座へ支給となります。

第Ⅰ区分は認定額の全額、第Ⅱ区分は認定額の半額を限度額の範囲内で支給します。

～ 領収書は捨てないでください！！ ～

領収書等の提出が必要な経費の申請についてお願い

学用品等の経費対象となる品物を購入したときは次の点にご注意ください。

注意1 レシート・領収書等は必ず保管しましょう。

 レシート・領収書等の証明書がないと経費は支給されません。

注意2 レシート等に購入した品物名・使用目的をメモしておきましょう。

 申請する時、申請書にどのレシート等を添付すれば良いかわかりやすくなります。

レシート等に商品名は打ち出される場合、必要に応じてレシート等の余白部分に一般的な品名の記載をお願いします。（例：消えいろピット→スティックのり）

そのほか、寄宿舍用、作業学習用、体育の授業用等などもメモをしましょう。

あくまでも、学校での勉強・通学に必要なもの並びに寄宿舍生活で必要なものが対象ですので、ご家庭で日常生活に使用するものと混同しないようにしましょう。

注意3 領収書等購入した金額の内訳(内容・金額)を明確にしておきましょう。

 奨励費の支出経費・購入した品物・金額が確認できないため、支給できない場合も」ありますのでご注意ください。

例えば・・・

一緒に多数の物品を購入した場合 但し書きに「日用品代」「下着代」「洗剤代」等としか記載されていない領収書

※購入した内訳が分かるものと領収書を一緒に「保管する」か「内訳を記入」してもらいましょう。

注意4 「ポイント払い」や「プレミアム商品券」での支払いは支給対象外です。

 あくまでも実費負担した品物への支給になりますので、ポイントそのものによる支払いは支給対象外になります。一部の地域振興券など、「1万円の購入で1万1千円の買い物ができる」といったような、プレミアム商品券の使用も対象外です。

☆ 領収書を発行してもらう際の注意事項 ☆

保護者等名を記入してもらってください。

購入した品目の全ての内訳を具体的に記入してもらってください。

領 収 書

北 太 郎 様

金額 700 円

但し ノート2点、鉛筆3点の代金として

上記金額を領収しました。
令和8年4月15日

(有) 美養商店 代表取締役 美養 公男 印

レシートも添付してください。

4月1日購入以降分から対象となります。

領収印を必ず押印してもらってください。

(有) 美養商店
美咲市東7条南3丁目1-1
0126-62-XXXX
令和8年4月15日

ノート	¥200
ノート	¥200
鉛筆	¥100
鉛筆	¥100
鉛筆	¥100
合計	¥700
お預かり	¥1,000
おつり	¥300

☆ 領収書に不備がある場合、経費が支給できませんので、ご確認ください ☆

- 1 児童生徒の障害に応じた品目ではない物は支給対象となりません。
- 2 「領収書」ではなく「レシート」である場合
→購入した品目・使用目的がわかるようにしてください。
セロハンテープで貼付願います。
- 3 購入した物が不明確である場合（例：品代、日用品代としか記載されていない）
→何を購入したのか、具体的な内訳をお店で記入してもらうか、もしくは、
余白に購入した品物を記入してください。
- 4 購入したものが明らかに生徒以外のものである場合
→支給できません。
- 5 支給品目が該当項目ではない場合
→資料2(13～18ページ)を参考の上、各経費に該当する物を申請してください。
- 6 購入月日が妥当ではない、または不明瞭である場合
→原則として、令和8年4月1日以降に購入したものが対象となります。
なお、3月中に購入しなければ間に合わない場合は対象となります。